商品概要説明書

貯蓄貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・貯蓄貯金
ご利用いただける方	
期間	・個人のみ
	・期間の定めはありません。
預入方法	たけなります。
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息 (1)適用金利	・1円以上10万円未満、10万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の4段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1、000 円以上について付利単位を 1 円として 1 年を 365 日と する日割計算をします。
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
方法	
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J Aおよびオンライン提携金
	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができま
	す。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本店または管理室(電話:0763-52-13
	3 5)にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に
	対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の
	解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA管理室またはJAバンク相談所
	にお申し出ください。
	富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動
事項	受取りにはご利用できません。
	・総合口座の取扱いはできません。
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日
	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ

ていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A福光